

第2章

広域復興計画

広域復興計画は、復興の目標・土地利用方針・都市施設の整備方針・市街地復興の基本方針などの都市づくりの骨格的な考え方、基幹的な道路・公園・緑地の体系的な整備に係わる「広域インフラ整備計画」、市街地整備の方向や将来像を示す「市街地整備計画」を内容とする。

実際の地震が発生した場合には、東京都はこの「震災復興グランドデザイン」をモデルプランにして、「東京都都市復興基本計画」及び「広域復興都市計画」を作成し、また、区市は「地域復興計画」を作成してそれぞれ復興を進めていくことになる。

1 復興の理念・目標と方針

(1) 復興の理念

世界有数の大都市圏である首都圏とその中核となる首都東京が、今後も都市としての繁栄を続け、そこに暮らす人々が豊かで安定・充実した生活ができるよう、迅速かつ計画的に復興に取り組まなければならない。

そこで、次の基本理念のもと、復興を図るものとする。

① 安全都市

二度と被災を繰り返さない、地震に対して安全な都市の実現を目指さなければならぬ。そのためには、被災地域を中心とした抜本的な都市改造を推進すること、都市の防災構造化を進めること、交通インフラの整備水準を高めていくこと等を目指していく。

② 環境共生都市

東京を復興・再生し、将来にわたって持続的な繁栄を維持する都市とするためには、環境共生都市の実現を目指さなければならない。そのため、可能な限り自然環境を回復すること、環境インフラとして位置付けられる公園・緑地等のオープンスペースの確保を進めること、環境負荷を低減した省資源・省エネルギー型都市への転換等を図っていく。

③ 国際文化都市

国際文化都市にふさわしい環境、文化、生活等のさまざまな魅力を創出することによって、東京の国際的な地位の低下を防止し、文化の受発信機能を高めた世界の枢要な国際文化都市の実現を目指さなければならない。

④ 共助、連携の都市

都市の復興により、被災者一人ひとりが助け合い、コミュニティーの結束力を高めることで地域の復興を進め、それが都市全体の復興に結びついていく構図をつくりあげなければならない。すなわち、私・共(コミュニティー)・公の連携が何よりも重要となる。

また、国、区市、近隣県市とも連携して、東京圏全体を視野に入れた復興を目指さなければならない。

(2) 復興の目標

復興都市づくりの理念を踏まえて、復興の目標を
「被災を繰り返さない、環境と共生した国際都市東京の形成」
 とする。

「被災を繰り返さない」とは、震災復興後、再び、東京が地震に襲われたとしても、被害を限りなく低減できるような都市につくり変えることを目指そうという決意を示すもので、安全都市の実現という理念を受けている。

「環境と共生した」とは、震災による被害を克服して東京の再生を図るために、以前にも増して環境を重視した都市づくりが重要であることを示すもので、環境共生都市の実現という理念を受けている。

「国際都市東京」は、都市構造上の課題を解決し、国際的な都市の魅力を高めることを示しており、国際文化都市の実現という理念を受けている。

「共助・連携の都市」という理念は、この目標の実現を支える理念である。

(3) 基本方針

① 復興の対象地域、水準、期間

ア 対象地域

復興は、被災からの再生を目的とすることから、基本的には被災地域を主な対象地域とする。

しかし、被災の程度が低い場合でも、その程度に応じた復興のあり方や、被害の発生が全くない地域においても近隣で行われる復興事業との関連において、まちづくりの検討が必要となる場合も生じる。また、広域ネットワークとしての整備が必要となる都市施設や、無秩序な市街化の防止等、広域的な観点からの都市づくりの検討が必要であることから、首都圏を対象した都市づくりのあり方も視野に入れていく。

イ 水準

現在、都市計画で定めている「整備・開発・保全の方針」に基づき、具体的な都市施設や市街地開発事業などの様々な都市計画決定や事業が実施されている。このため、既定の都市計画の内容を基本としつつ、さらに整備水準を高めていく必要がある。

また、2001(平成13)年3月、東京都都市計画審議会から答申がなされた「社会経済

の変化を踏まえた東京の新しい都市づくりのあり方」、その後策定する「東京の新しい都市づくりビジョン」や「都市計画マスタープラン」など、長期的な構想・計画で示される内容も必要に応じて取り込んでいく。

広域インフラ施設の整備は、都市構造上の諸課題を解決するためにすでに公表されている計画・構想段階の諸計画、新たな構想についてその実現を図ることとする。

市街地の整備に当たっては、被災を繰り返さないこと、かつ環境の良好な都市へ再生するために、既定の計画よりもさらに高い水準を目指した抜本的な改造を行う。

ウ 期間

早期の本格的な生活再建に向けた迅速な都市復興が必要である。このため、復興の諸事業をできるだけ短期間に実現することを基本とする。

しかし、被災区域が相当に広範囲にわたることによる膨大な事業量や、抜本的な取り組みの必要性が生じた場合、事業によっては中長期にわたらざるをえないこともあります。

そこで、住宅の整備など生活再建に係わる復興事業を中心に、できるだけ短期間（概ね5～10年）で都市復興を達成することをめざす。一方、幹線道路等中・長期的な取り組みを必要とする計画も含むものとする。

② 土地利用の方針

土地利用については、被災地域に限定するのではなく、「東京の新しい都市づくりビジョン」において東京圏全体の視点から検討した、土地利用のあり方を踏まえたうえで、大規模被災地における土地利用の方針を策定していく。

ここでは、検討されている現段階でのそれぞれのゾーンごとに土地利用のあり方を示す。

【東京都全体の土地利用のあり方】

ア センター・コア再生ゾーン

本ゾーンは、概ね首都高速道路中央環状線の内側で東京圏の中心に位置し、日本の政治・経済・文化の中核機能を担っている。

国際的なビジネス機能、ITなどに関連する新たな産業、多様なニーズに応える商業や質の高い文化等の機能の集積を図るとともに、都心居住を一層推進していく。

なお、このゾーンは、今回の被害想定では、建築年次の古く耐震性能が低い中小ビル等に倒壊などの被害が生じるとされている。

イ 東京湾ウォーターフロント活性化ゾーン

本ゾーンは、センター・コア再生ゾーンに接し、東京湾の広大な水辺空間にあり、東京の交通・物流拠点であるとともに、アミューズメント機能などの施設が立地している。

国際的な交通機能や物流等の諸機能の立地を図るとともに、水辺の豊かな環境を活用して、業務、産業、商業、住宅、文化、交流の多様な機能を複合的に展開していく。

なお、このゾーンは、今回の被害想定では液状化などによる被害が生じるが、その影響は一部にとどまるとされている。

ウ 都市環境再生ゾーン

本ゾーンは、センター・コア再生ゾーンと核都市広域連携ゾーンの間にはさまれる地域にある。

全体としては住宅地を主体としつつ、地域の中心として賑わいを見せる個性的なまちや、河川や農地、大規模公園などの潤いのある水と緑に恵まれたまち、住と工の融合した活気あるまちなど多様な表情を持つ地域である。

木造住宅密集地域の整備や、生活拠点等での魅力的な都市型住宅地の形成を図るなど、水と緑の調和した、健康で住み良い、魅力的な居住環境形成とコミュニティーの再生を図る。

なお、今回の被害想定では、このゾーンに広範囲に存在する木造住宅密集地域が大きな被害を受けるものとされている。

エ 核都市広域連携ゾーン

本ゾーンは、核都市連携都市軸を含む地域であり、丘陵地では豊かな環境の住宅地が広がり、賑わいのある立川・八王子などの核都市が立地しているとともに、大学、研究機関、先端産業の立地、農地の存在等多様な機能を有している。

多様なビジネス・産業機能の育成を図るとともに、良好な居住環境の形成を図っていく。なお、このゾーンは、今回の被害想定では駅周辺などの拠点地域に部分的に被害が生じるものとされている。

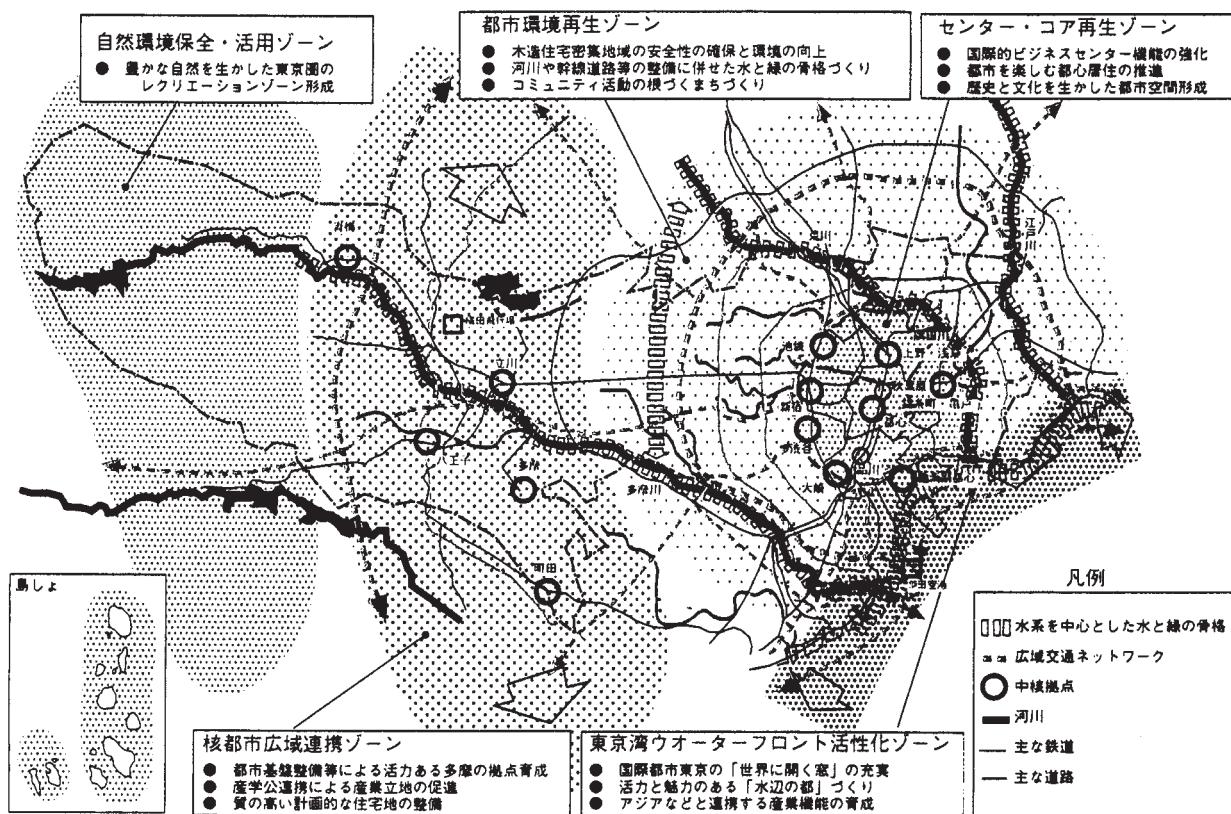
オ 自然環境保全・活用ゾーン

本ゾーンは、西多摩地域の山間部を中心とした地域及び伊豆諸島、小笠原諸島からなる。

西多摩地域は、豊かな森林を有し、隣接県の山間部と一体となって水・環境を保全し、潤いを創出しており、また島しょ地域は豊かな海洋資源と文化を有しており、豊かな自然の保全と活用を図っていく。

なお、このゾーンは、今回の被害想定ではほとんど被害がみられない。

図表2-1 〈都市づくりのゾーン別戦略〉



資料：東京都都市計画審議会答申（H13.3.30）

(被災地域での復興に向けた土地利用のあり方)

以上の土地利用の方針を被災地域や被災の程度に応じた復興の土地利用のあり方としてまとめると次のような。

ア 環状 6 号線から環状 7 号線沿線の大被災地域

ほぼ「都市環境再生ゾーン」にあたる地域であり、木造密集地域を再生し、水と緑の調和した、質の高い、魅力的な居住環境の形成や、住と商・工の調和した市街地とコミュニティの再生を図るため、土地の有効利用や複合利用を進めるとともに、オープンスペースを確保する。

イ 中央線沿線の大被災地域

「都市環境再生ゾーン」や「核都市広域連携ゾーン」に含まれる地域であり、木造住宅密集地域の解消とともに、賑わいのある業務商業の再生を図るため、土地の有効・高度利用や複合利用を進める。

ウ 都心などの中小被災地域

老朽化した建築物などに被害が生じるとされる、センター・コア再生ゾーン内の地域においては、ITなどの国際ビジネスセンターの形成や都心居住を推進するため、街区再編や土地の高度利用を図る。

③ 広域インフラの整備方針

広域インフラとは、都市構造の再編や都市機能を支える基幹的な都市施設を指し、道路・鉄道・港湾などの交通インフラ、公園などの環境インフラ、及び情報インフラからなる。

被災地域が広い範囲にわたって連担する区域では、広域的な都市整備の必要性の観点から広域インフラの整備を進めていく。

特に道路等の交通インフラ整備は、機能的なネットワークの形成に重点をおいて整備を進めていく。その他、都市構造上の課題解決や、都市機能の維持、都市環境の向上等にとって不可欠な広域インフラについて整備を推進する。

④ 市街地の整備方針

生活の基盤である「市街地」及び「住宅などの建築物」は、被災を繰り返さない環境と共に

生した都市を実現していくため、大被災地域を中心に抜本的な都市改造を伴う市街地整備を実施する。

また、被災の程度や、従前の公共施設の整備水準など被災地の状況に応じた復興地区区分を踏まえ、住民の参加と連携による協働の都市づくりを進めていく。その際、地域の有する個性や文化遺産的な資源などを活かすとともに、これまで地域で取り組まれてきたまちづくりについても出来る限り継承していく。

このような復興都市づくりを迅速かつ計画的に進めていくためには、適切な建築制限を実施して、被災者の自主的な復興を一定のルールに沿って誘導する。